

保険証の詐取（さしゅ）に注意してください

他県において、広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。手口は、「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。

- 新しい保険証は、7月下旬に発送予定です。
- 職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません
- もし不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、町民生活課へご連絡ください。

だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので十分にご注意ください。

【お問い合わせ先】 町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113（内線135）

福祉医療制度についてお知らせします

福祉医療とは、乳幼児や、ひとり親家庭の児童、重度の障害の方、高齢で身体の不自由な方々などに、医療費の自己負担を助成し、心身の健康の保持と、生活の安定に役立てていただくための制度です。
※今年度から乳幼児（小学校入学前の3/31まで）については、藤里町単独事業で全世帯対象となりました。

◇対象となる人◇

藤里町に住所があり、国民健康保険の被保険者及び、被用者保険本人または被用者保険の被扶養者となっている方で、次の表のとおりです。

福祉医療制度の区分	対 象 者	申請の際必要なもの
乳 幼 児	・乳幼児（就学前）	・印鑑 ・医療保険証
ひ と り 親 家 庭	・18歳に達する日、以後の最初の3月31日までの間にある児童	・印鑑 ・医療保険証 ・本籍地が藤里町にない場合は戸籍謄本
高 齢 身 体 障 害 者	・65歳以上で、身体障害者手帳4～6級所持者	・印鑑 ・医療保険証 ・身体障害者手帳等
重度心身障害(児)者	・身体障害者手帳1～3級所持者	・印鑑 ・医療保険証 ・身体障害者手帳又は療育手帳

※各制度とも平成21年1月1日以降に転入した方は、前住所地の所得証明が必要です。

注) 対象者でも、次の場合は福祉医療の対象にならない場合もあります。

- ① 本人及び扶養義務者の所得が、福祉医療制度で定める基準を超える場合。
- ② 他の法令などにより医療給付を受けている場合。

◇手続きの方法◇

藤里町役場町民生活課健康福祉係に申請してください。(7月中旬に対象者には申請書をお送りします)

【お問い合わせ先】 町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113（内線135）